

## 令和2年度第3回市民活動センター評価委員会 摘録

日 時：令和2年12月21日（月）午後2時～4時15分

場 所：ひと・まち交流館 京都 2階

市民活動総合センター ミーティングルーム

出席者：

- （委員，敬称略）中井 歩（京都産業大学教授）＜委員長＞  
東郷 寛（近畿大学経営学部准教授）＜副委員長＞  
伊豆田千加（特定非営利活動法人子育ては親育て・みのりのもり劇場理事長）  
重野亜久里（特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表）  
鈴木 ちよ（市民公募委員）  
※ 土江田委員は欠席

（事務局）京都市文化市民局地域自治推進室

地域コミュニティ活性化

- ・北部山間振興部長 樋掛 実喜雄  
事業推進担当部長 廣瀬 智史  
市民活動支援課長 永田 彰  
市民活動支援係長 岡部 麻紀  
担当係長 市場 智久  
担当 岩雲 千夏

傍聴者：2名

取材者：なし

- 議 事：（1）京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）の報告  
（2）京都市いきいき市民活動センター指定管理業務の基本的な考え方について  
（3）その他

開催概要

### 1 開 会

### 2 議 事

#### （1）京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）の報告

事務局から「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）」について内容を説明し，質疑応答を行った。

（委員）

令和2年3月提出の本委員会からの答申を踏まえた，中期的な在り方に係る基本方針（案）となっているが，10月の市会での反応はどうであったか。

(事務局)

10月21日の文化環境委員会において、本基本方針（案）及びパブリックコメントの実施について報告した。利用料金制の導入や料金の引き上げにつながる適正化について、一部の会派からは反対意見もあったが、基本方針（案）の方向性について、概ね御理解いただけましたものと考えている。

(委員)

答申で述べた内容について、基本方針（案）に反映してくれていると思う。センターによって運営状況が異なり、利用者が多いセンターは、制度の導入に順応できそうだが、利用者の少ないセンターの料金の設定等についてどのように想定しているのか。また、プロジェクターといった付属設備を今後も無料で使わせたいといったような運用をしたい場合にどうなるのか。

(事務局)

貸館と付属設備の利用状況については、立地条件なども影響して差が生じている。利用料金に関しては本市が上限を定め、その上限の範囲で指定管理者が決定することとなるため、センターによって金額に差が生じる可能性はある。ただし、金額の決定には本市の承認が必要であり、合理性を欠くような金額が設定されているときは指摘等を行う。また、現在の付属設備の設置状況や整備に対するニーズは、センターによって大きく異なっている。今後は各センターのニーズを踏まえ、指定管理者の判断により設備を整えとともに、料金に応じたサービスを提供することが求められる。

(委員)

見直しにより、消極的な運営になってしまうことが懸念される。多くの人にたくさん使ってもらうための努力がされるような後押しがあればよい。コロナ禍の影響もあり、現状維持にとどまってしまうような施設がいくつか想定される。

(事務局)

本市としても、利用料金制の導入に伴い、施設の利用が促進され、それが指定管理者の収入増につながり、ひいては利用者サービスの向上に寄与するという、より良い循環が生まれる事業の提案をしてもらうための工夫が必要であると考えている。また、そうした施策を講じてもなお利用が見込めない施設は、元々がいきいき市民活動センターとして設置された施設ではないことを踏まえて、別用途への転用も含めた今後の活用について検討していく。

(委員)

利用料金制を導入することにより、当然、指定管理料は下がるが、目標を達成した場合はその分を収入できるということか。コロナ禍で市民活動を控える傾向にある中、この制度を導入することが利用者サービスの向上につながるのか。次期指定管理はいつからか。

(事務局)

次期指定管理は令和4年度から4年間を予定している。コロナの影響については、5月に休館期間があったものの、現在は、概ね例年どおりの利用状況に戻ってきている。コロナ禍により貸館利用が減少しているわけではない。

(委員)

利用者が増えない理由には、施設の立地条件や組織内の情報発信の弱さなどがある。センターの視察に行ったが、センターによって立地条件に差があり、その点も踏まえて評価する必要がある。また、事業提案が苦手なセンターは、他の得意なセンターを参考にする機会を与えることで、成長を促す仕組みとすることも必要であると思う。

(事務局)

センターの立地条件等の差など、指定管理者の努力だけではなんともならない部分があることは認識している。そのため、一律の水準を設けるのではなく、周辺状況等に応じて検討する。しかし、公金で運営する施設である以上、一定の水準を満たす必要はあると考えている。

実績に差が生じている市民活動支援・活性化事業についても、センター同士の意見交換等により高め合っていける工夫を検討する。

なお、毎年度の評価報告を受け、実際にセンター同士で事業連携を行っているところもある。

(委員)

老朽化する施設の対応方針において、「庁舎施設マネジメント計画や市営住宅ストック総合活用計画などの考え方を踏まえる」とあるが、これらの関連計画はどういうものなのか。

(事務局)

庁舎施設マネジメント計画は、学校施設や市営住宅以外の本市施設に係る改修等の方向性を定めるものである。現在、高度経済成長期に建築された施設が全体的に老朽化しており、それらの施設を改修して今後も長期的に活用するのか、廃止を見据えて改修を見送るのかなど、市総体として方向性を検討していくものである。

市営住宅ストック総合活用計画は、市内の市営住宅の老朽化を受け、各団地の今後の活用方針等を定めていくものである。ほとんどのいきいき市民活動センターが市営住宅に付随する形で設置されていることから当該計画の影響を受けるため、地域全体の最適な活用という考え方も踏まえて検討していく必要がある。

(委員)

楽只市営住宅の団地再生事業に伴う北いきいき市民活動センターの移転のようなことも、これからは考えていかなければならないということ。庁舎施設マネジメント計画は、どこが所管しているのか。

(事務局)

行財政局資産活用推進室である。

(委員)

貸館がうまくいっている施設は、低廉な価格であることから民業圧迫にもなっているのでは。もっと受益者負担について考えていく必要がある。付属設備についても、より利用が促進されるような設備を整備していくべき。

また、アクセスの良いセンターは、例えば、学術系や芸術系といった特色を打ち出していくこともできる。利用者の少ないセンターでも、少しでも増えれば施設の充実につながっていくという良い循環が生まれるきっかけになると考えている。単に一律の料金引き上げを行うというものではないと思う。

市民活動支援・活性化事業やサロン運営事業については提案制となるが、高齢者ふれあいサロンは伏見のように積極的に事業を展開しているところや、あまり利用のないところがある。今後は、利用対象に制限を設けず、事業を募集していくことになるのか。

(委員)

高齢者ふれあいサロンについては、現在の利用者を排除するというものではなく、子ども世代などを巻き込んで交流すれば、高齢者の知見に触れながら、今の家族形態では難しいふれあいの機会をもつことができるのではないかと考えている。名称の決め方が難しいが、そういったことが誤解なく適切に伝わってほしい。

(事務局)

高齢者の憩いの場としての使用が減少していることは事実だが、これまでの利用者を排除するというのではなく、これまでの利用者に加えて多世代が交流できるような施設とすることにより、利用を活性化することが目的である。公的な施設である以上、より多くの人に使っていただくことが重要であると考えている。

(委員)

サロンの活用提案がなかった場合、本館とサロンが別棟となっている場合は、サロンは廃止され転用となるのか。

(事務局)

サロンの活用提案がなかったとしても、サロンにおける地元利用（葬儀、地域利用等）への対応を含めた施設の維持管理を行っていただく必要があると考えている。

(委員)

北いきいき市民活動センターは、サロンを廃止することとしたうえで、再公募により指定管理者を選定しており、そういった事例も今後増えてくることが想定される。中長期的に考えると、サロンを地域の施設として地域団体に管理を委ねることも考えてはどうか。指定管理者に維持管理等をさせるのは負担となる。

(委員)

サロンを残すことが前提ではない。売却や貸付等により賃借料を徴収して運用してもらうという方法もあるのではないか。

(事務局)

具体的に関係部署等と協議しているわけではないが、これまで、地域の集会所のような役割を担ってきた経過もあり、今後はそういった機能の施設とする選択肢もある。また、他の計画の活用地となる可能性もあり、地域全体として市有財産を有効に活用するためにどのような方法が最適かについて検討していく。

(委員)

本館とサロンが離れている場合は、それぞれの施設の活用という観点から地元で活用することも考えられる。また、施設がより活性化するような提案が出てくるかもしれない。

また、再活用提案については、現時点での募集は難しく、次期指定管理期間は利用料金制や事業の提案制を導入したうえで運営し、引き続き諸課題を整理して提案募集を検討されるということと理解した。

もともと既存施設の有効活用として供用を開始し、市民活動の活性化という役割を担っている中で、状況に応じてこれまでの運営から半歩踏み出し、事業を提案させるという仕組みとなったと受け止めている。

(委員)

貸館事業について利用料金制度の導入に賛成であり、利用料金を他の類似施設を参考に設定するということは理解できる。利用料金制の導入は、現在使用料となっているもの全てに適用するべきである。

大規模修繕等を行わないことを原則とすることと併せて、見直し後も利用が見込めない施設は施設としてのニーズがないととらえ、施設の廃止についても検討しなければならない。検討に当たっては、耐用年数や稼働率といったいくつかの項目によるポイント制として点数化し、基準を下回った場合に廃止するといった方法も一例として考えられるのではないか。暫定利用

であり、大規模修繕等を行わないという最終的な施設の在り方を見据え、施設の統合や集約についても考えていく必要がある。

(委員)

サロンについては、市営住宅に付随する形で集会所とする選択肢もある。施設を供用できる期間が経過した場合は、来期はともかく将来的に、いきいき市民活動センターとしての役割を終え、他の計画も踏まえ市民活動支援施設としては廃止という判断をするべきかもしれない。

一方で、持続可能な形で多世代が交流できる施設として活性化していくのであれば、引き続き運営していくべきである。

(委員)

運営状況を数値化して評価するという事は、分かりやすく良いと思う。たとえ利用があったとしても、基準を満たしていない状況で行政が施設を運営していくべきか、検討する必要はあると思う。

## (2) 京都市いきいき市民活動センター指定管理業務の基本的な考え方について

事務局から、いきいき市民活動センター指定管理業務の基本的な考え方について、「指定管理業務の見直し」及び「提案業務の基本的な考え方」を説明し、質疑応答を行った。

### <指定管理業務の見直しについて>

(委員)

指定管理における職員の配置状況は。今後、職員の常駐が1名となる可能性もあるのか。そのうえで2名配置するためにはしっかりと事業に取り組んでもらう必要があるということか。

(事務局)

現行の仕様は、本館に常置2名、サロンが別棟の場合はそこに常置1名としている。答申においても柔軟な配置基準について検討することと御指摘いただいた点を踏まえ、今後の事業の提案制への移行に際しては、これまでは事業の実施も含めて2名配置していたが、運営状況によって配置基準を検討する必要がある。

(委員)

必須の施設運営に加え、事業者が提案した内容を評価委員会が毎年評価していくことになる。

貸館においても利用増に向けたPRに取り組んでもらわなければならないということ、明記する必要があるのではないか。「情報の発信等」の取組に関しても、発信するだけでなく受信も含めたSNS等の活用を求めていく必要がある。

(委員)

情報を一方的に発信するだけでなく、レスポンスを拾っていくことが重要である。SNSはそのツールとして非常に有効である。

### <提案業務の基本的な考え方について>

(委員)

プロポーザルにおいては、このような着眼点などを募集要項で示されていくのか。

(事務局)

求める事業の内容やその採点基準については、募集要項の仕様書の中で示すこととなる。今回の資料にある考え方について、御意見をお聴きしたい。

(委員)

着眼点として示していくとなると、「多数の市民や市民活動団体が積極的に参加できる」事業を評価するというのが、コロナ禍で適正といえるのか。地域によっては参加を拡大するだけでなく、事業を深めていくことも大切である。

また、「独創性や先駆性」を求めることにより、目新しい取組に評価が集中し、これまで継続して内容を深めてきた事業が落とされてしまうということもある。

第3期の指定管理選定時の審査項目に「利用者ニーズの把握及び事業への反映の方法」とあるが、ニーズを事業に反映することが必ずしも正しいこととは限らないのではないかと。ニーズにとらわれすぎると新しいことができなくなるので、この文言は消してもよいのではないかと。

(委員)

上記の「サービスの評価方法とフィードバックの仕組み」を構築することで、ニーズの把握及び事業への反映についても包括できているので、限定するような文言は不要ではないかと。

SNSの活用等により利用者の声を聴いて、それに応えていければよいのではないかと。

(委員)

行政がカバーできないところを、掘り起こして提案するということが大切であり、そういった事業は営利企業では実施が難しく、少数を対象としていても、社会的なニーズを踏まえたものなどは積極的に採択していくべきである。そういった説明を加える必要があるのでは。

(委員)

地域によってオリジナリティもほしい。事業が深まっていくことも評価されるよう併記すればよいのではないかと。現在の項目は、助成金を申請するための事業の内容に近い。コミュニティセンターでの事業の側面が強いものは、今後の展開をどう考えていけばいいのか。月に1回の教室や、発表会、交流会といった地域向けの事業が、今回の事業の枠の中でどう展開されていくべきなのか。

(委員)

教室などはサークル活動に移行し、発表会や交流会については、そこから新しい活動を誘発するようなものにしてもらう必要がある。そのため幅広いという意味で「多数」を対象とすることに評価を与えているのではないかと。民間企業が営利目的で実施するには手の届かない事業を、行政が公的なサポートにより実施していくもので、少数でも内容の深いものや、地域における独創性のあるものなど、様々なニーズに対応するような記載とするのが良い。加えて、何を指して、どのように提案すべきかについても分かりやすく示す必要がある。

(委員)

公益性や交流性といった観点も大切である。

(委員)

項目に該当しないような提案であった場合は不採択となるのか。項目の要素を取り込んでもうまくいかない事業があった場合はどうなるのか。

(委員)

社会課題等に取り組む中で、審査項目の要素に当てはまらないようなものは、ないのではないかと。

(委員)

審査したうえで選定基準に満たないものは不採択とするのでは。

(委員)

提案する際の申請書様式などは定まっているのか。提案の書き方という点で、書式も重要となってくる。

(事務局)

具体的な様式については検討中ではあるが、これまでの提案書の様式をベースに見直していく。毎年度の評価報告書における御指摘を踏まえ、市民活動支援・活性化の視点をもって、しっかりと実施してもらう必要があると考えている。センター主体での事業実施も想定されるが、参加者が交流するだけでなく、活動が活性化する仕掛けや工夫があり、自立した取組への移行などが見込めるものが求められているのではないかと考えている。

(委員)

市民活動を支えることが事業の目的であるということを、明確に記載しておくべき。書いていないとセンターが主体で実施してしまう。

(委員)

いきいき市民活動センターは、あくまでつながりや育成といった中間支援を担っているものであり、そのことを明記しておくべきである。

(委員)

事業の効果に記載されている「事業実施による相乗効果・波及効果」といった、支援や活性化に資するものであるかという点を審査し、自律的に持続可能な循環を構築していくという書き方としてはどうか。

(委員)

「事業の目的が明確に設定されているか」ではなく、市民活動支援・活性化に資する目的であるかを前提として、設定されるべきである。

(委員)

市民活動を行うもの同士もっと交流してもらいたい。ただし、毎回同じ人・団体が参加するだけの事業については見直しが必要である。

また、サロンでは、高齢者だけでなく子育て世代の方などが気軽に集まり相談し合うような事業は良いと思う。

(委員)

サロンは、その名称も含めて考えていく必要がある。今回、大きな見直しとなるため、提案制の導入やサロン運営の企画などが加わるため、事業者の検討や事業計画の策定に時間を要する。方針の策定や規程整備、募集要項の提示については、できるだけ速やかに実施してもらいたい。

選定にあたって、市民活動支援・活性化事業やサロンの運営をやめてしまうところも出てくるだろうが、貸館だけ実施することがセンターの主たる役割ではなく、市民活動を支援し、活性化させる事業を展開してもらうことが重要である。それを踏まえ、貸館業務のみを行う提案より、積極的に活性化事業やサロン運営も含めた提案をした団体が評価される仕組みを考えてもらいたい。

指定管理料の算定に際しては、利用料金の設定と合わせて、他の施設も参考にしながら、指定管理者のインセンティブが適正に反映されるとともに、厳しい財政状況の下、行政コスト

の削減にも資するものとなるよう調整を図ってもらいたい。

(委員)

基本方針が定められた後の、新たな選定基準や評価方法について、真摯に検討しなければならないと感じた。毎年度の審査において、継続してきた事業の廃止も検討する可能性があることも踏まえ、見る目を養っていきたい。提案制となることで、事業実施のやりがいも出てくると思う。

(委員)

繰り返し行われている事業に対し、厳しい対応となる部分もあるが、いきいき市民活動センターの進化として必要なことである。特定の人のためではなく、公的な施設として新しい課題に取り組んでいくことが必要である。

以上